農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年8月24日策定 令和5年4月1日改正 明石市農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

ついては、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、明石市農業委員会の指針として、目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和 4 年法律第 56 号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。)第 5 条第 1 項に規定する兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する明石市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成 28 年度~概ね 10 年後)を踏まえ農業委員会が目指す農地の状況等を示すものであり、令和 8 年度を目標年度とし、農地等利用の最適化の推進状況に応じて随時見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」 (令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け 3経営第2861号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標設定等」 のとおりとする。

2. 遊休農地 (耕作放棄地) の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

項目	農地面積	遊休農地面積	割合
現状(令和 4年度当初)	400ha	1.1 ha	0.28 %

令和8年度までの解消目標面積 1.1 ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員と推進委員による農地パトロール (農地利用状況調査) を実施し、その 結果に基づき農地利用意向調査を実施する。
- ②農地利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用を促進する。
- ④既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、関係機関と協議の上、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 担い手への農地集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

項目	農地面積	集積面積	集積率
現状(令和4年度当初)	400ha	105ha	26. 3%
目標(令和8年度末)	400ha	136ha	34. 0%

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ①農地中間管理機構と連携し、出し手と受け手の意向を踏まえた貸付けを実施する。
- ②市農水産課、県、及び農協等の関係機関と連携し、担い手のサポートを行う。
- ③各地区の「地域計画」の策定、見直し時に積極的に参加する。

(3) 担い手への農地利用集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(*個人、法人を含む)
現状(令和4年度当初)	2 経営体
目標(令和8年度末)	7 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①市農水産課、県、農地中間管理機構及び農協等の関係機関と連携し、新規参入の 相談及び農地のあっせん等を行う。
- ②就農後の各種問題の相談に乗るなど新規就農者の参入及び定着を支援する。
- ③地域の農地所有者の意向を把握し、新規参入者の規模拡大を支援する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。